

港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

本案は、国の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正を踏まえ、家庭的保育事業等の実施に係る要件を変更するものです。

【省令改正の背景】

家庭的保育事業者等における連携施設※の確保が進んでいないことから、国の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」が改正され、連携施設の確保に係る要件緩和が図られました。

また、管理栄養士養成施設卒業者が管理栄養士国家試験を受ける場合において、栄養士の免許を取得することを不要とする栄養士法の改正を踏まえ、栄養士免許を有しない管理栄養士であっても基準を満たすことができることとする省令改正が行われました。

※連携施設とは、家庭的保育事業等の利用児童に対する保育内容の支援、代替保育の提供及び卒園後の受け皿の確保について、連携協力を行う保育所等の施設をいいます。

【条例改正の内容】

- ①保育内容の支援に係る連携施設の確保が著しく困難な場合であって、一定の要件を満たす場合には、連携施設を確保しないことができることとします。
- ②代替保育に係る連携施設の確保について、区長が必要な措置を講じてもなお連携協力を行う者の確保が著しく困難な場合においても、連携施設を確保しないことができることとします。
- ③栄養士による献立指導等について、栄養士免許を有しない管理栄養士であっても基準を満たすことができることとします。

【施行期日】

令和7年4月1日